

第12回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成30年5月25日（金） 午後3時00分より

会議の場所 高山市役所 201・202会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第23号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第24号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取り消しについて |
| 日程第5 | 議第84号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第6 | 議第85号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第86号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第87号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第88号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議第89号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第11 | 議第90号 | 農用地利用配分計画（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：林義一、書記：脇坂光生、田中裕、西本泰輝、水橋靖、北村鋭、下畑英史、野畑清明、川上富之、木戸脇良昭、尾形博司、（代理）水口仙之
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、林務課長：高井和之、農地相談員：森本和彦

| | |
|------|---|
| 職務代理 | <p>ただいまより第12回高山市農業委員会を開催いたします。 本日は、全員出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。 続きまして、会長より挨拶を願います。</p> |
| 会長 | <p>ご苦勞様でございます。 いよいよ、田植えやら代掻きが終わったと耳にしますが、以前はこの時期になりますとほとんどの水田は稲が植わっていました。最近では請負う農家が増加し、6月中旬までかかって田植えをする農家が増加しています。何とか無事田植えが済めばいいなと思うこの頃です。 話は変わりますが、黒木議員が褒賞を受賞されましたので皆さん拍手をもってお祝いをおねがいします。 今日は引き続き、歓送迎会も計画され、夜までありますが、今日の総会がスムーズに進行できます様、宜しく願います。</p> |
| 職務代理 | <p>ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。</p> |
| 議長 | <p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。 (異議なし)</p> |

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 7番 加藤委員と、8番 小坂委員を指名しますので
お願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございません
か。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第23号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

林農地主事 今回は53法人のうち2法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、2件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第4 議第24号 農地法に基づく許可処分の
取消しについて を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

木戸脇書記 今回は、1件の報告となります。
(一部取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)
(その他の説明)
以上 1件の報告をいたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第84号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

本日は、6件の上程です。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

(その他の説明)

4番5番は関連案件で、過去に近隣者同士の内々による土地交換されたものを今回正規に登記移転するものです。

以上、6件、田11筆で合計 6,592 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第85号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は、5件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一

般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(・用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

5番の案件については、転用面積が3,000㎡以上のため高山市のまちづくり条例による大規模開発の手続きが必要となります。

以上、5件、田畑9筆で計5,456.4㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7議第86号農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸脇 本日は14件の上程です。

書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(・用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

9番から12番は関連案件で、過去に近隣者同士の内々による土地交換されたものを今回正規に境界確定し登記移転するものです。

13番の案件については、転用面積が3,000㎡以上のため高山市のまちづくり条例による大規模開発の手続きが必要となります。

以上14件、田畑38筆、7,661.42㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第87号 [農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件](#)について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇 今回は1件の上程です。
書 記 (各案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)
以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第88号 [農用地利用集積計画の決定](#)について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は13件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤

強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。
(1番から13番について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)
以上、田畑57筆 74,483.66㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第9議第75号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題といたします。
事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は3件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑40筆 26,879㎡について、いずれも新規11年の賃貸借権を設定するものです。
以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認といたします。

続きまして、日程第11議第90号 農用地利用配分計画(案)について を議題といたします。
事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は40件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、40件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画(案)について、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第12回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時45分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

加藤 正雄 委員

小坂 治重 委員
